

# 會計監査報告

# 独立監査人の中間監査報告書

2025年11月18日

独立行政法人国際協力機構

理事長 田中 明彦 殿

## EY新日本 有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士

伊澤 賢司

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士

児玉 卓也

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士

西田 裕志

### <財務諸表中間監査>

#### 中間監査意見

当監査法人は、独立行政法人国際協力機構の2025年4月1日から2025年9月30日までの第23期事業年度上半期の有償資金協力勘定に係る財産目録を除く独立行政法人国際協力機構法第28条に定める勘定別財務諸表、すなわち、有償資金協力勘定に係る勘定別貸借対照表、勘定別損益計算書、重要な会計方針及びその他の注記、並びに、独立行政法人通則法第38条の規定に準じて作成する勘定別附属明細書（関連会社の計算書類及び事業報告書等に基づき記載している部分を除く。）（以下、「中間財務諸表等」という。）について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表等が、我が国において一般に公正妥当と認められる独立行政法人の会計の基準に準拠して、独立行政法人国際協力機構の2025年9月30日現在の有償資金協力勘定の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度上半期の運営状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

#### 中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表等監査における会計監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、独立行政法人から独立しており、また、会計監査人のその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 中間財務諸表等に対する独立行政法人の長及び監事の責任

独立行政法人の長の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる独立行政法人の会計の基準に準拠して中間財務諸表等を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正及び誤謬並びに違法行為による重要な虚偽表示のない中間財務諸表等を作成し有用な情報を表示するために独立行政法人の長が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監事の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における独立行政法人の役員（監事を除く。）の職務の執行を監視することにある。

## 中間財務諸表等監査における会計監査人の責任

会計監査人の責任は、会計監査人が実施した中間監査に基づいて、全体としての中間財務諸表等の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正及び誤謬並びに違法行為により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

会計監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正及び誤謬並びに違法行為による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は会計監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、会計監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表等監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、会計監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 独立行政法人の長が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに独立行政法人の長によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 中間財務諸表等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる独立行政法人の会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表等の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表等が基礎となる取引や会計事象を適切に表示しているかどうかを評価する。

会計監査人は、監事に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

会計監査人は、監事に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

## <財産目録に対する報告>

### 会計監査人の報告

当監査法人は、独立行政法人国際協力機構の2025年4月1日から2025年9月30日までの第23期事業年度上半期の有償資金協力勘定に係る財産目録について中間監査を行った。

当監査法人の報告は次のとおりである。

- ・ 有償資金協力勘定に係る財産目録は、勘定別貸借対照表の資産の部に基づいて作成されているものと認める。

#### 独立行政法人の長及び監事の責任

独立行政法人の長の責任は、勘定別貸借対照表の資産の部に基づいた財産目録を作成することにある。

監事の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における独立行政法人の役員（監事を除く。）の職務の執行を監視することにある。

#### 会計監査人の責任

会計監査人の責任は、財産目録が勘定別貸借対照表の資産の部に基づいて作成されているかについて、独立の立場から報告することにある。

#### その他の事項

独立行政法人国際協力機構は、我が国において一般に公正妥当と認められる独立行政法人の会計の基準に準拠して、2025年4月1日から2025年9月30日までの第23期事業年度上半期の有償資金協力勘定に係る独立行政法人国際協力機構法第28条に定める財務諸表を作成しており、当監査法人は、独立行政法人通則法第39条の規定に基づき、これらに対して、上記の中間財務諸表等に係る中間監査のほかに中間監査を行い、2025年11月18日に別途、中間監査報告書を発行している。

#### 利害関係

独立行政法人と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上